

公 審 第 1 2 1 号

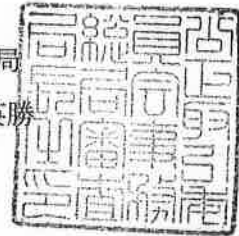
平成12年5月15日

北海道知事

堀 達也 殿

公正取引委員会事務総局

審査局長 平林 英勝



入札等における独占禁止法違反行為の再発防止の徹底について

- 1 公正取引委員会は、北海道上川支庁が発注する農業土木工事等の入札参加業者及びこれらの団体に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、農業土木工事業者203社及び測量設計業者94社に対し、それぞれ、同法第3条の規定に違反するものとして、同法第48条第2項の規定に基づき別添勧告書のとおり勧告を行ったところである。
- 2 本件審査の過程において、北海道における農業農村整備事業に係る者の行為として、以下の事実が認められた。
 - (1) 北海道農政部及び各支庁の農業振興部において、農業土木工事及びそれに伴う測量設計業務について、各事業者の過去の受注実績や北海道を退職した職員の受入状況を勘案して各事業者の年間受注目標額が設定されていた。また、北海道農政部と各支庁の農業振興部の間では、定期的に各事業者の年間受注目標額の達成状況を確認するための作業が行われていた。
 - (2) 上川支庁において、農業振興部の農業農村整備事業に係る業務担当者等は、各事業者が年間受注目標額をおおむね達成できるようにするために、指名競争入札等の執行前に、発注物件ごとに、受注業者に関する意向及び予定価格に関する情報を旭川農業土木協会事務局長及び旭川測量設計業協会事務局次長に伝えていた。
 - (3) 上川支庁において、農業振興部の農業農村整備事業に係る業務担当者等は、上記(2)の受注業者に関する意向の内容及び指名業者を決定するために、定期的に、同支庁管内の北部、中部及び南部の各耕地出張所所長等との会合を開催していた。

3 北海道農政部等における農業農村整備事業に係る業務担当者等による前記2の行為は、本来、公正な入札を確保すべき立場にある者がその職責を果たさずに、自ら競争入札制度の本質をないがしろにするものであるばかりか、前記1の農業土木工事業者及び測量設計業者による独占禁止法違反行為を前提としつつ行われていたものであり、あってはならないことである。

北海道では、当委員会による審査開始直後から、内部調査が行われ、入札制度等の改善策について検討が進められ、その結果が「入札制度等の改善方策」及びそれに基づく「入札制度改善行動計画」として公表されたところであるが、今後、前記2と同様の行為が行われることのないよう、公正な入札を確保するための基本方針を改めて確認し、北海道及び各支庁など下部機関の幹部及び入札に係る職員の意識改革の徹底を図るとともに、監督体制の見直し、入札における情報管理の徹底を始めとして、入札における公正かつ自由な競争を確保し、適切な入札が行われるために有効な制度及び組織の構築等の改善措置を講じることを強く要請する。

また、この要請に基づいて採った措置について、速やかに、文書をもって当委員会に報告されたい。